

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和4年度（2022年度）第3回（定例会）

署名人 本仲範男

教育長 山城良嗣

開催日時 令和4年（2022年）5月9日（月）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時21分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

山城良嗣教育長、本仲範男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員、

〔事務局職員〕

【生涯学習部】小嶺理部長、稲福喜久二副部長

（総務課）石川泰江課長、稲森恵子副参事、松井都矢子主査

【学校教育部】名嘉原安志部長、仲宗根浩副部長

（学校教育課）松原伸一課長、平良美夏副参事、富川淳指導主事

（教育研究所）幸地巧所長、上原理也主幹、嘉敷千賀子指導主事

議事日程 ※日程1及び2は、非公開案件。ただし、委員の委嘱後に公開。

- 1 議案第3号 那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱及び任命について【教育研究所】
- 2 議案第4号 那覇市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について【学校教育課】

山城教育長 はいさい 令和4年度第3回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日は議案2件となっております。会議録の署名は本仲委員にお願いをいたします。

まず会議の非公開について諮りたいと思います。議案第3号及び議案第4号は個人に関する情報が含まれるため、非公開とすることが適当であると思われます。但し、会議録は、委員の委嘱後に公開したいと思います。議案第3号及び議案第4号を非公開としてよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

山城教育長 これより審議に入ります。議案第3号「那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。学校教育部 名嘉原部長、お願いします。

名嘉原部長 よろしく申し上げます。議案第3号「那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱及び任命について」、那覇市立教育研究所運営審議会委員を別紙のとおり委嘱及び任命する。提案理由：那覇市立教育研究所運営審議会委員の任期満了及び解嘱により、那覇市立教育研究所運営審議会規則第3条及び第4条の規定に基づき、委員を委嘱及び任命するので、この案を提出する。詳細については、教育研究所のほうから説明いたします。

山城教育長 教育研究所 幸地所長、よろしくお願いします。

幸地所長 まず資料の1ページをご覧ください。那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱の部。敬称略で行います。1番、池間生子、任期：令和4年6月10日から令和6年6月9日迄、再任です。第3条2(1)学識経験者、沖縄大学こども文化学科教授、4期目です。2番、上江洲朝男、任期：令和4年6月10日から令和6年6月9日迄、再任です。第3条2(1)学識経験者、琉球大学教職センター教授、2期目です。3番、新城高広、任期：令和4年6月10日から令和6年6月9日迄、再任です。第3条2(2)教育職員、県教育庁那覇教育事務所勤務、2期目です。4番、山内淳子、任期：令和4年6月10日から令和5年6月9日迄、新任です。運営審議会規則第3条2(3)その他委員(沖縄県子ども本研究会副会長)、1期目です。前任者、平良京子委員の残任期間を務めていただきます。

続いて任命の部です。1番、金城久枝、任期：令和4年6月10日から令和6年6月9日迄、新任です。第3条2(2)教育職員、那覇市立真和志中学校勤務、1期目です。2番、吉村聡子、任期：令和4年6月10日から令和5年6月9日迄、新任です。第3条2(2)教育職員、那覇市立大道小学校勤務、1期目です。前任者大城美千代委員の残任期間を務めていただきます。以上が委嘱の委員、任命の委員についての紹介

です。資料の2ページ目は、解嘱の委員、任期満了の委員と委員名簿を載せてあります。以上です。

山城教育長 　　ただいま教育研究所のほうから提案がありました。この件について、ご質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。それでは議案第3号「那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱及び任命について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 　　異議なし。

山城教育長 　　異議なしとのことですので、議案第3号「那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱及び任命について」は、議決といたします。ありがとうございました。

　　それでは続いて、議案第4号「那覇市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。学校教育課 名嘉原部長、お願ひいたします。

名嘉原部長 　　議案第4「那覇市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について」、那覇市就学支援委員会委員を別紙のとおり委嘱及び任命する。提案理由：那覇市就学支援委員会委員の退任に伴い、那覇市就学支援委員会規則第3条及び第4条の規定に基づき委員を委嘱及び任命するため、この案を提出します。詳細については、学校教育課より説明します。

山城教育長 　　学校教育課 松原課長、お願ひします。

松原課長 　　それでは議案第4号「那覇市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について」、ご説明いたします。今回は、解嘱に伴う委員の委嘱及び任命となっており、3人の委員の委嘱等を行います。詳細につきましては、担当から説明いたします。

山城教育長 　　学校教育課 富川指導主事、お願ひします。

富川指導主事 　　説明させていただきます。それでは資料の②、3ページをご覧ください。就学支援委員の規則となっております。第3条の2、委員は20人以内で組織するとございます。又、構成としましては、那覇市立の小中学校長、特別支援学級の教諭、医師、その他となっております。

　　第4条をご覧ください。委員の任期は2年以内とし補欠委員の任期は前任者の残任期間となっております。今回は3人が任期中の解嘱となっておりますので、3人の補欠委員を委嘱及び任命することとなっております。本日、議決いただきましたら、前任者の残任期間となる令和4年5月16日から令和5年5月31日迄を委嘱等の期間とします。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

山城教育長 　　ただいま学校教育課のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等があれば、よろしくお願ひいたします。本仲委員、お願ひします。

本仲委員 　　就学支援委員の委嘱及び任命については、異論はないんですけれども、就学支援委員会委員の数ですね。20名以内としていますよね。就学支援委員会というのは、かなり業務も大変で、大変、ご苦労されているということで、この前も、これに関する

会議の中で、20名で大丈夫ですか、という話をしたことがあると思うんですよ。というのは、この規則が平成28年4月1日からということは、今から10年前位になりますので、この間、事情が変わって来ていますので、この辺を、今後、検討していただきたいなど。正確に、就学支援委員会を機能させるためには、検討すべきではないかなというふうに思っています。ご検討いただきたいと思います。

山城教育長 　　ただいま、ご意見があって、何かありますか。二木委員、お願いします。

二木委員 　　就学支援委員会に関わっていたというか、委員だったので、ここ10年位の事情を知っているんですけど。大変、対象の児童生徒が増えていて、それで、勿論、いろんな意見を持った方々が委員にはおられると思うんですけど、意思統一を図りながら、ある程度の基準を、みんなで共有して、一人一人について、もの凄く丁寧な判定をしています。私、ほかの市町村で、何回かやっているんですけど、那覇市ぐらい、凄く、みんなが意見を調整しながらやっているところは、ほかには知らないというくらい頑張っていて来ていて。人数の話が出たんですけど、広がり過ぎると意思統一ができなくて、例えば人数が多いから2つのグループに分けることがあるんですけど、こっちのグループの判定基準とこっちのグループの判定基準が、全然違うと、A君は、こっちの学級ね。B君は、こっちの学級ね。でも実態が同じなのに、どうするのみたいな話が、よく出てくるんですね。みんなが顔を知って、お互いがどういう意見を持っていて、どんな形で調整してと、何年か経って、やっと軌道に乗るといような、そういうバランス感覚でやっていく所もあるかなって思っているの。何人が適当かって、ちょっと難しい所なんですけれども、遅くまで頑張っていて。そうですね、ちょっと、ここで、違う話になるかも知れないんですけど、文部科学省のほうから、かなり、締め付けと言うのか、対象児童を減らせと、那覇市は多すぎるとか、沖縄県は多すぎるとか、そういう横やりというか、そういうのが入っていて、非常に危惧している所です。ここで判定したモノを、絶対に親御さんに押し付けるとか、そういうことはあってはならないと、丁寧に説明をして、親御さんと子どもさんの意見を尊重しながら、やっぱり、こういう子は支援が必要なんだね、という共通理解をしてやって行きましょうということなので、判定ありきではないということをやっているの、その辺を、那覇市で作った、非常に賢いと言うか、英知にとんだ考え方としてやっていて、ほかの市町村には、私は誇れるものだと思います。

山城教育長 　　ありがとうございます。元委員として、ご活躍された二木委員からのご意見でした。この文部科学省のほうの話ですかね。これは県を通して、何か、県が、那覇市、大丈夫かみたいな、そんなふうなニュアンスを出してくるのは、僕も、如何なモノかなと思ったりもしましたが、只、那覇市が、これまで作りあげてきたものは、しっかりとしたもの、丁寧にやって来ているということなので、今後も、これは大切にしていいただきたいということに加えて、先程、ご意見があったように、人数的なものは、対

象の子ども達がかなり増えてきたということを含めて、どれが本当に良いのかというのは、お二人の意見も参考にしながら、又、必要に応じて検討いただきたいというふうに思います。ほか、どうでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 教育的な観点から、就学先をどこにするかということだと思えますけれど、学習に至る前の段階の家庭的な背景とか、その子を取り巻く環境をですね、判定に入れないといけないような児童も増えて来ているんじゃないかと思うんですよ。要するに、地域の学校に行けるのか、障がいの的には知的軽度だけど、ちょっと家庭の養育力の問題もあって、丁寧に、支援学校のほうが良いんじゃないかというふうな福祉的な観点から、就学先というのが変わる微妙な子とかも居ると思うんですよ。それで、ソーシャルワークができるような福祉的な観点からの意見が言えるような人も、委員の中に入っても良いんじゃないのかなというふうに、私は思いますけど、どんなでしょうかね、先生。就学支援委員会に、私、出たことがないので、あれなんですけれど、診断書は書くので、ちょっと地域の学校では支えきれなさそうな子だになって、子どもは軽度な障害でも、いろんな取り巻く家庭環境などを含めると、もう少し丁寧な学校のほうが良くないかなとか、たまに居たりはするので。

山城教育長 二木委員、お願いします。

二木委員 実際は、特別支援学校というのを、判定として出してもですね、県の教育委員会で切られちゃうんです。それは何故かという、県の教育委員会は、やっぱり、数値が優先するので、IQとかDQって言うんですけど、知能指数とか、発達指数というもので決めているんです。委員会の審議自体は、そういう家庭環境も含めて、出来るだけ、詳しい議論をしているつもりなんですけれども、そういうことは、数値のもとには考慮されなくて、全部、切られてきたというのが現実で、その辺は、私もとても歯痒い所ではあるんですけども。心理の専門家は入っています、ただ、福祉は入っていないというのは、確かにそうです。この辺を、どう考えるかですね。

仲本委員 そこに福祉的な人が入るとするのは、そんなに判定に大きな影響が出ないとしても、那覇市の方向として、そういう広い視点で子ども達を見守っているというような、社会的なメッセージになると思うので、やはり学習に向かう前に、レディネスと言うか、学習の準備をする状態に持って行かないといけないじゃないですか。それって、子どもの中の安心感とか、より切迫している場合は、安全って言うのが保たれていないと学習に向かえないので、そこは、福祉的な視点が少し入っても、メッセージとしてでも入っていても良いのかなとは思っています。

山城教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 この就学支援委員会の期間も限られていますね。これを見たら厳しいのかなとったりもしますね。

山城教育長 仲本委員から、ご指摘があったような、福祉の専門の方を入れるのは、3ページの

規則からすると、その他、教育委員会が認める者と言った所で、そういう方を人選するという事は、可能だというふうに思われます。又、次の委員の交代のタイミングに合わせて、少し検討をいただきたいと思います。因みに、任期は、ほとんどが令和5年5月31日迄となっているんですが、中には、遠くまで転勤して行った方が含まれているんですが、これについては、この後、どんなふうな流れになりますか。教えてください。

富川指導主事 この方は、任期のほうは残っていて、ただし、委員会にあたることはできないという状況です。

山城教育長 解嘱で、新しい方を入れるという訳ではないんですか。

富川指導主事 異動であるので、この任期は現段階ということで、今後、お二人の方の解嘱手続きを取らせていただくということです。

山城教育長 その辺も含めて、この委員に福祉の専門の方もということは、少し事務局のほうで検討行いながら、又、次の委員の選定に当たっていただけたらなというふうに思います。よろしいでしょうか。ほかにご質問等がなければ、議案第4号「那覇市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第4号「那覇市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について」は、議決といたします。ありがとうございました。ここで非公開を解きます。

～ 非公開 ～

山城教育長 以上を持ちまして、令和4年度第3回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。お疲れ様でした。

#### 案件の審議結果

議案第3号	那覇市立教育研究所運営審議会委員の委嘱及び任命について	原案どおり可決
議案第4号	那覇市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について	原案どおり可決